

令和6年小野町議会5月第1回会議

議事日程（第1号）

令和6年5月10日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員長報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第30号（仮称）小野町児童館建築工事請負契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
日程第 5 報告第 1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	橋	本	善	雄	君	2番	國	分	順	一	君	
3番	羽	生	洋	市	君	4番	會	田	百	合	子	君
5番	緑	川	久	子	君	6番	先	崎	勝	馬	君	
7番	竹	川	里	志	君	8番	宗	像	芳	男	君	
9番	水	野	正	廣	君	11番	中	野	孝	一	君	
12番	田	村	弘	文	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	村	上	昭	正	君	副	町	長	菅	野	望	君			
教	育	長	有	賀	仁	一	君	総	務	課	長	村	上	昭	一	君
子	育	て	支	援	課	長	先	崎	秀	一	君					

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	郡	司	功	次	長	郡	司	治	子
書	記	鈴	木	健	之	書	記	新	田	晟	也	

開議 午前 9時50分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和6年小野町議会5月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により開議時刻を繰り上げ、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

7番 竹 川 里 志 議員

8番 宗 像 芳 男 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、5月第1回会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

7番、竹川里志議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 竹川里志君登壇〕

○議会運営委員会委員長（竹川里志君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和6年小野町議会5月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第30号については簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、5月第1回会議の日程は本日1日限りといたします。
また、議案の採決方法について、議案第30号については簡易採決により行うことといたします。
会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第30号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第30号（仮称）小野町児童館建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

[議会事務局長朗読]

◎議案第30号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 令和6年小野町議会5月第1回会議が開催されるに当たり、議員の皆様には時節柄、何かと多用の中、ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

本会議にご提案申し上げます案件は、契約締結案件1件、報告案件1件となっております。

それでは、本会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第30号（仮称）小野町児童館建築工事請負契約の締結についてであります。本案は、（仮称）小野町児童館建築工事につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により県内業者18社を指

名し、4月23日に辞退した3社を除く15社で入札を執行した結果、3億3,000万円で、郡山市田村町金屋字上川原286番地12、株式会社蔭山工務店が落札したものであります。

予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、木造（一部鉄骨造）の平家建てで、延べ面積が706.35平方メートルの児童館新築で、建築、電気設備、機械設備工事を行うものであります。

なお、主な施設機能として、児童館、放課後児童クラブ、一時的な保育、屋内遊び場、親子交流の場などを有する施設となるものであります。

工期につきましては、令和7年3月7日までとするものであります。

以上、契約締結案件1件につきまして、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第30号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第30号（仮称）小野町児童館建築工事請負契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

水野議員。

○9番（水野正廣君） 質問いたします。

先ほど総務課長の説明を受けましたが、確認しておきたいと思います。

落札率が81.9%という、かなり低い金額で落札されております。今の社会状況を考えると、資材の高騰とか人員不足が、懸念される一番の懸念事項かなと思っておりますので、本契約を結んだ後で、通常であれば、資材の変更とか何かがあれば、当然、請負額の変更ということも出てくると思うんですが、最初に質問した結果、この計画が出てくるというのは業者の判断、それで大丈夫だというのは町の判断、それで落札ということになったと思うので、可能性としてはあるとは思いますが、増額変更、工期の延長、これについては、町長はどうお考えなのか、ちょっと確認しておきます。

○議長（田村弘文君） 町長。

村上町長。

○町長（村上昭正君） 入札の結果でありますので、それはしっかりと履行していただくことにはなりません。

ただし、先ほど水野議員からの質疑でありますけれども、契約変更なり、いろんな履行の段階でのことについて、これは正直言って、100%ないということでは、増額があり得ないということではありませんけれども、町としては、契約金額での履行をしっかりとお願いするということになるかと思っておりますので、そこはご理解をいただきたいと思ひます。

入札の結果でありますので、その入札率が云々ということは、これに関しては、正当に執行した結果でありますので、そこはご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（田村弘文君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第30号について質疑を終わります。

◎議案第30号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第30号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第30号の討論を終わります。

◎議案第30号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第30号（仮称）小野町児童館建築工事請負契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第5、報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります
が、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、その一部が同年4月1日から施行され
ることに伴い、同日から施行が必要な部分について、小野町税条例の所要の改正をするため、地方自治法第
180条第1項の規定により令和6年3月30日に専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告する
ものであります。

主な改正内容といたしましては、町民税におきまして、職権による減免措置、個人住民税定額所得割額の定
額減税に係る規定を追加するものであります。

定額減税については、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人に
つき1万円を減税する措置に係る規定を整備するものであります。

次に、固定資産税におきまして、職権による減免措置、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提
出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を追加す
るものであります。

更に、土地の地下下落に係る負担調整特例措置期間を令和9年3月31日まで延長する規定を整備するもので
あります。

次に、特別土地保有税につきまして、職権による減免措置のほか、特別土地保有税の課税の特例期間を令和
9年3月31日まで延長する規定を整備するものであります。

そのほか、地方税法等の改正による条項のずれの整備等、必要な規定の改正を行ったものであり、令和6年
4月1日から施行するものであります。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年3月30日に専決処分を行いましたので、同
条第2項の規定により報告するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、5月第1回会議の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時05分